

どさんこ・子育て特典制度協賛規約

北海道では、子育てしやすい環境づくりを推進するため、市町村とともに、社会全体で子育てを応援する取組の一つとして、「どさんこ・子育て特典制度」を実施しています。

子どもや子育てを応援している地域の商店や、全道各地の企業・施設等のご協力により、子育て世帯に対して様々な特典サービスを提供することで、北海道全体で子どもや子育てを応援し、多くの事業者の皆さまに協賛していただきたいと考えております。

この規約の内容をご確認し、ご同意いただいた上で、ぜひ、本制度にご参加ください。

(趣旨)

第1条 この規約は、どさんこ・子育て特典制度実施要綱（平成28年5月31日付け子ども第618号北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課長通知。以下「要綱」という。）に基づくどさんこ・子育て特典制度への協賛について、必要な事項を定めています。

(定義)

第2条 この規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 子育て世帯北海道内に居住する妊娠中の方もしくは小学生までの子どもがいる世帯をいいます。
- (2) 特典カード前号に定める子育て世帯に配付するもので、本制度に協賛する事業者の店舗等で提示することにより、特典サービスを受けることができるものをいいます。その意匠は要綱第3条第1項第2号に基づく別図1のとおりです。
- (3) 協賛店舗本制度に協賛し、特典カードの使用者に対して独自に定めた子育て応援のためのサービスを提供する事業者の店舗及び施設をいいます。
なお、対象とする世帯範囲に応じて次の区分とします。
 - ① 市町村地域協賛店協賛店舗が所在する市町村内の子育て世帯のみを対象に特典サービスを提供する事業者の店舗及び施設をいいます。
 - ② 全道地域協賛店道内すべての子育て世帯を対象に特典サービスを提供する事業者の店舗及び施設をいいます。
- (6) 協賛ステッカー本制度の協賛店舗であることを表示するため、道が事業者に対して交付するものをいいます。その意匠は要綱第3条第1項第4号に基づく別図2のとおりです。

また、全国共通展開に参加する協賛店舗には「子育て支援パスポート事業全国共通展開協賛店ステッカー」を併せて交付します。

(対象世帯)

第3条 本制度は、北海道内に居住する妊娠中の方もしくは小学生までの子どもがいる世帯を対象としています。

(協賛店舗の範囲)

第4条 協賛店舗は、北海道内に所在する店舗及び施設に限ります。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む施設
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設
- (3) 暴力団の関連する施設
- (4) その他本制度の趣旨にそぐわないと認める施設

(協賛店舗の登録の手続き)

第5条 協賛店舗（全道地域協賛店に限る。）の登録を希望する事業者は、「どさんこ・子育て特典制度協賛店舗登録申込書」（第1号様式）により道に申込みを行います。

- 2 道は、審査の結果、前項の申込みが協賛店舗として適当であると認める場合は、登録した旨を通知するとともに、協賛ステッカーを送付します。
- 3 道は、審査の結果、第1項の申込みが協賛店舗として適当であると認められない場合は、登録できない旨を通知します。
- 4 協賛店舗は、協賛ステッカーを特典カード使用者の見やすい位置に掲示するものとします。
- 5 協賛店舗の登録申込みは、原則として一店舗及び施設ごとに行うものとします。ただし、複数の店舗及び施設の一括登録を希望する場合は、事前に道と協議の上、一括申込みをすることができます。
- 6 市町村地域協賛店の登録を希望する事業者は、当該市町村の定める方法により申込みをします。ただし、市町村地域協賛店の募集を行っていない市町村については、この限りではありません。

(協賛店舗の登録の有効期限)

第6条 協賛店舗の登録は、当該協賛店舗から廃止の届出がない限り、有効とします。

(特典サービスの提供)

第7条 協賛店舗は、特典サービスを独自に定めることができるとし、その内容は、次の各号に掲げるものとします。ただし、法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、政治性のあるもの、宗教性のあるもの、子どもの健全育成を損なうもの又はそのおそれがあるものなど、本制度の趣旨にそぐわ

ないと認められるものについては、特典サービスとすることができません。

- (1) 商品の割引、ポイントの付与、景品の提供、イベントへの招待など、子ども・子育て世帯に対するサービスの提供
- (2) ミルクのお湯の提供、荷物の運搬の手伝い、手荷物の預かりなど、外出中の子育て世帯に対するサービスの提供
- (3) その他子ども・子育て世帯を応援する各種サービスの提供

(協賛店舗の登録の変更)

第8条 協賛店舗（全道地域協賛店に限る。）は、特典サービスを含む登録内容に変更が生じた場合は、「どさんこ・子育て特典制度協賛店舗変更届出書」（第2号様式）により道に届け出ます。

- 2 道は、前項に定める届出を受けたときは、その内容について審査を行い、適当であると認める場合は変更を行います。
- 3 なお、市町村地域協賛店として登録している協賛店舗は、当該市町村の定める方法により登録の変更を届け出るものとします。

(協賛店舗の広告等)

第9条 協賛店舗は、第5条第4項に規定する協賛ステッカーの掲示のほか、次の各号に掲げる広告を行うことができます。

- (1) 自己の広報印刷物等における本制度のロゴ等の使用
 - (2) 自己のウェブサイトにおける道のホームページへのリンク及びバナーの掲載
- 2 協賛店舗は、前項の規定による広告を行う場合、あらかじめ道に連絡しなければならないものとします。

(ロゴ等の取扱い基準)

第10条 前条の広告にロゴ等を利用する際は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければなりません。

- (1) 要綱に規定した意匠を変更して使用しないこと。
 - (2) サイズを拡大・縮小する場合は、縦横の比率を変えないこと。
 - (3) カラーをつける場合は、原図のとおりの配色とすること。
 - (4) ロゴ等のデザインと企業・商品のイメージが同一化するような使用はしないこと。
 - (5) ロゴ等のデザインを自己のものとして商標又は意匠に使用（登録）しないこと。
- 2 道は、前項の規定に反してロゴ等が使用された事実を確認した場合、当該使用者にその中止を求めるとともに、当該使用者及びその使用場所等について、ホームページ等により、不正に使用されている旨を広く周知することができるものとします。

(特典カードの確認等)

第11条 協賛店舗は、特典サービスの提供に当たって、対象世帯であることを確認するために、特典カード使用者に対して、子どもの年齢等を明らかにする書類の提示を求めることができます。

(協賛店舗の登録の取消し)

第12条 道は、協賛店舗（全道地域協賛店に限る。）が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができます。

- (1) 要綱及び本規約の規定に違反する場合
- (2) その他事業の実施状況が本制度の趣旨にそぐわないと認められる場合

2 前項の規定により、協賛店舗の登録を取り消した場合は、原則として、その後の再登録は認めません。

(協賛店舗の廃止の手続き)

第13条 協賛店舗（全道地域協賛店に限る。）は、登録を廃止する場合は、「どさんこ・子育て特典制度協賛店舗廃止届出書」（第3号様式）により道に届け出ることができます。

(ホームページへの掲載)

第14条 道は、本制度の実施に当たり、協賛店舗の情報や特典サービスの内容を子育て世帯及び道民に広く発信することを目的として、ホームページに掲載します。

(保証の否認及び免責)

第15条 ホームページにおける情報の掲載は、協賛店舗が提供する子育て応援の情報を対象世帯に対して紹介するためのものであって、取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を道が保証するものではありません。

2 協賛店舗は、特典サービスの内容が、協賛店舗に適用される法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとします。

また、協賛店舗としての登録及びホームページにおける協賛店舗の情報掲載は、道が協賛店舗に適用される法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

3 道は、協賛店舗と特典カード使用者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本制度に関連して協賛店舗において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、道はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

4 第1項から第3項までに規定するもののほか、本制度に関連して協賛店舗と特典カード使用者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、道に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、道は一切免責されるものとします。

(協議解決)

第 16 条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、道と協賛店舗が別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

(規約の変更)

第 17 条 この規約の内容は、必要に応じ、協賛店舗の事前の承諾を得ることなく、道において変更することがあります。

2 この規約の変更に関する告知は、ホームページへの掲載の方法のみによって行います。

3 最新の規約の確認は、ホームページ上で行うものとします。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は、別途定めます。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 31 日から施行することとします。

なお、すでに登録されている協賛店舗については、本規約に基づいて登録しているものとみなし、施行日以降の運用については本規約を適用することとします。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月 28 日から施行することとします。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 16 日から施行することとします。